

○財務省告示第二百二十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年六月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年七月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第二百二十四号）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一十号）第二条第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十条第四項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札で

四 発行方法 争入札と同時に行われる入札で

十 三	十 二	の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 競 行 争 入 札 競 行 争 行 行 格 日	十 一 イ 一 発	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金
--------	--------	--	-----------------------	-----------------------	----------------------------

五
万
円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
額の整数倍の金額によるものと
す。平成二十七年六月二十二日
平成二十七年六月二十二日

十
九
銭
百
円
に
つ
き
九
十
九
円
八

十
八
銭
以
上
の
そ
れ
ぞ
れ
の
応
募
価

十
八
銭
以
上
の
そ
れ
ぞ
れ
の
応
募
価

(一) 年〇・一パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に追加、次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{2}{365}$$

十 八	十 七	十 六		十 五		十 四
払 場 所	元 利 金 支	償 還 金 額	償 還 金 限	後 の 利 子	第 二 期 以	初 期 利 子

日本銀行額百円につき百円日額平成三十二年六月十日
 る利息をその日以前六ヶ月に属す
 い、その日以前六ヶ月に属す
 日を、その日以前六ヶ月に属す
 毎六月二十日及び十二月十日

額面金額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$
 規定する期日について同じ。
 下、次の期日及び第十六号において
 は、その翌営業日に支払うとき
 払った金額を支払うとき
 し、その金額を支払うとき
 払った金額を支払うとき
 平成二十七年十二月二十日支

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口
 もの記載又は記録されるもの
 座に記載又は記録されるもの
 についで、前記(一)の算式に
 より算出した金額から該金
 額に百分の二十・三・五を乗
 じた金額(ただし、三・五を乗
 じ、た金額(一)の法に
 を発行時に、又は外国債
 が非居住者又は外国債
 が非居住者又は外国債
 る場合、又は前記(一)の
 より算出した金額に該非居
 住者又は外国債人が適用を受
 ける所得税の税率を乗じた金
 額)を控除することができる。

二 十 九

払 込 期 日 者 入 札 参 加

平 成 二 十 七 年 六 月 二 十 二 日 財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者